

これが「企業の労働110番」です



一般社団法人 名北労働基準協会
労働保険部

社会保険労務士 村松 協子

労働保険事務組合をご存知ですか

「はい、こちら企業の労働110番です」。

事業を始めて間もない建設業の社長さんからのお電話で、雇用保険の届出書類についてのご質問でしたが、説明をお聞き

いたしました。

労働保険事務組合とは、事業主の委託を受けて、事業主が行うべき労働保険の事務を処理することについて、厚生労働大臣の認可を受けた中小事業主等の「団体」です。

つまり、労働保険事務組合（以下、事務組合と記載）に労働保険事務を委託すると、労働保険事務については、委託できる範囲内で、事務組合に処理を任せることができます。では、委託できる事務とはどのようなものなのでしょうか。

それは、概ね次の通りです。

(1) 概算保険料、確定保険料などの申告及び納付に関する事務

(2) 保険関係成立届、任意加入の申請、雇用保険

の事業所設置届の提出等に関する事務
(3) 労災保険の特別加入の申請等に関する事務
(4) 雇用保険の被保険者に関する届出等の事務
(5) その他労働保険についての申請、届出、報告に関する事務

労働保険を事務委託するメリットは



- 労働保険料の分割納付
- 事業主の特別加入

また、労働保険料の額にかかわらず、労働保険料を3回に分割納付することができま

す。このように、労働保険事務を事業主に代わって事務組合が処理しますことで、複雑で煩雑な事務の手間が省け、事業主には安心して本業に力を入れていただくことができるので

また、もうひとつの大きなメリットとして、事業主も労災保険に特別加入できることが挙げられます。つまり、従業員と一緒に

仕事をする事業主でも本来労災保険には加入できません。そんな事業主が、もしも被災された場合……、想像するだけで恐ろしいですね。

しかし、事務組合に事務委託していただくことで、事業主も労災保険に特別加入することができ、これは、本場に大きな安心といつてよ

いでしょう。

なお、委託していただく事業主につきましては、業種によって事業規模要件があり、常時使用する労働者数が次のようになります。

- 金融・保険・不動産・小売業 50人以下
- 卸売の事業・サービス業 100人以下
- その他の事業 300人以下

以上、冒頭の社長さんには、労働保険事務組合のご説明をいたしました。

私ども名北労働基準協会では、労働保険事務組合の役割を「労働保険部」が担っております。労働保険の知識豊富なスタッフ、委託していただいている事業主のお役に立てるよう、日々事務処理やご相談にあずかっております。

詳細につきましては、当協会労働保険部（☎052-962-0421）まで。

イラスト・森沢康代

になった後に、こんなことをおっしゃいました。「こんなに難しい手続きを、これからもしないといけないんでしょうか」。

そこで、労働保険事務組合について、ご説明を